

平成18年1月1日

告示第70号

(設置)

第1条 本市における、本格的な高齢社会の到来に伴う多くの課題に対処し、連携のとれた保健・福祉サービスの提供体制の確立を図ること及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるため、南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護保険事業計画の進捗状況に関すること。
- (2) 介護保険事業の円滑な運営に関すること。
- (3) 南丹地域包括支援センター運営協議会に関すること。
- (4) 南丹市地域密着型サービス運営協議会に関すること。
- (5) その他介護保険事業に調整が必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体等
- (2) 学識経験者
- (3) 被保険者等
- (4) その他

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選によってこれを定める。

2 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は3年とする。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年7月30日告示第180号)

この要綱等は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成21年1月30日告示第29号)

この告示は、平成21年2月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第109号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第95号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。